

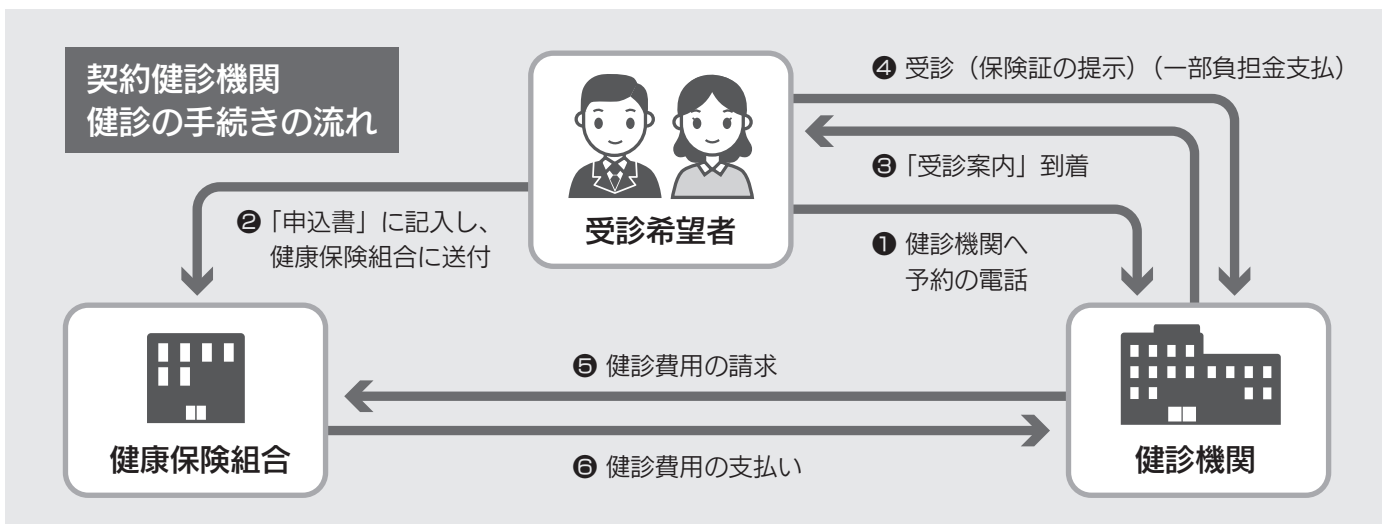


各種健診等の概要

①～⑧健診コース（①～⑥の健診は特定健康診査含む）【詳細 4 頁～9 頁】

① 生活習慣病予防健診 A2	（年齢制限なし）【被保険者と被扶養者】
② 生活習慣病予防健診 B	（35 歳以上）【被保険者と被扶養者】
③ 春季・秋季 婦人生活習慣病予防健診 C	（年齢制限なし）【女性被保険者と女性被扶養者】
④ 日帰り人間ドック D	（35 歳以上）【被保険者と被扶養者】
⑤ 1 泊人間ドック（立替払い）	（45 歳以上）【被保険者と被扶養者】
⑥ 特定健康診査	（40 歳以上）【被扶養者及び任意継続被保険者】
⑦ 脳検査（脳 MRI/MRA 検査）	（50 歳以上）【被保険者及び被扶養者】
⑧ オプション検診（PSA：50 歳以上、子宮がん、乳がん）	【各生活習慣病予防健診及び人間ドック受診者】
⑨ インフルエンザ予防接種	【被保険者と被扶養者】

- ◆各健診の対象年齢は、2025 年 3 月 31 日現在の年齢。
- ◆①～⑥の健診については、同一年度内に重複して受診することはできません。
いずれか一つの健診を選択してください（⑦の受診については、年度内 1 回を限度）。
- ◆⑧の検診は、①～⑤の健診受診時に受診が可能であり、検査は性別で異なります。
ただし、③の健診については、子宮がん、乳がん検診が標準検査項目として受診できます。
同一年度内 1 回（PSA：男性のみ①②④⑤、子宮がん・乳がん：女性のみ①②③④⑤）
- ◆⑨の利用は、年度内 1 回を限度。2 回接種法の場合は、2 回で 1 回とみなします。
- ◆当組合が契約する健診機関（組合個別・東振協・健保連集合契約医療機関、会場別、事業所巡回）にて、やむを得ない事情により受診ができない場合、契約外の最寄りの健診機関で受診していただき、後日その費用を申請する「補助金制度」があります（12 頁参照）。



- ◆予約の際は、受診日の 1 か月以上前から余裕をもって決定してください。
- ◆受診日が決定したら、「申込書」に所定事項を記入し、受診日の 1 か月前までに、健保組合に申し込んでください。